

会派みらいの原和世でございます。

最近の地方自治を取り巻く話題に、特質的な事柄がいくつかございました。

一つ目は、鹿児島県阿久根市の竹原前市長、愛知県名古屋市の河村市長による市議会解散の住民投票、そして市議会出直し選挙が行われること。

二つ目は、大阪府の橋下知事が代表を務める地域政党が、議会内に与党会派をつくり議決権まで手中に収めようとしていること。名古屋市も河村派を作ろうとし、さいたま市他にもその方向を目指していること等です。

このような大阪や名古屋の例は、傍でみているにはドラマチックで面白い訳ですが、本来の地方自治とは首長と議会が、対等互譲の立場で地道に積み上げていくものだと思います。

しかしながら、人事権と予算提案権、多くのスタッフなど大きな権限を持つ首長に対し、議会が対等になるためには、よほど議会が変わらなくてはなりません。

飯田市でも自問自答しながら、積極的に議会改革に取り組んできた経過がありますが、残念ながらまだまだ市民感覚には、議会や議員の役割や意義に対する不満感などがあって、これを払拭するためには議会の意識改革道半ばであると思います。

地方自治は民主主義の学校といわれますが、今が完全ではないがゆえに住民の身近な意思決定機関である議会は、強い権限を持つ首長に対し、しっかり対峙し住民の信頼を得られるようしていかななくてはならないと思います。

そのためには、議決権を有効に駆使し今よりも更に「NOも言える議会」を目指していきたい、と私は考えるところです。

本日の質問は、迷惑規制条例である野積み条例についてと、23年度市政経営の方向について質問してまいります。

課題提起や新たな提案もさせていただきますのでよろしくお願いします。